

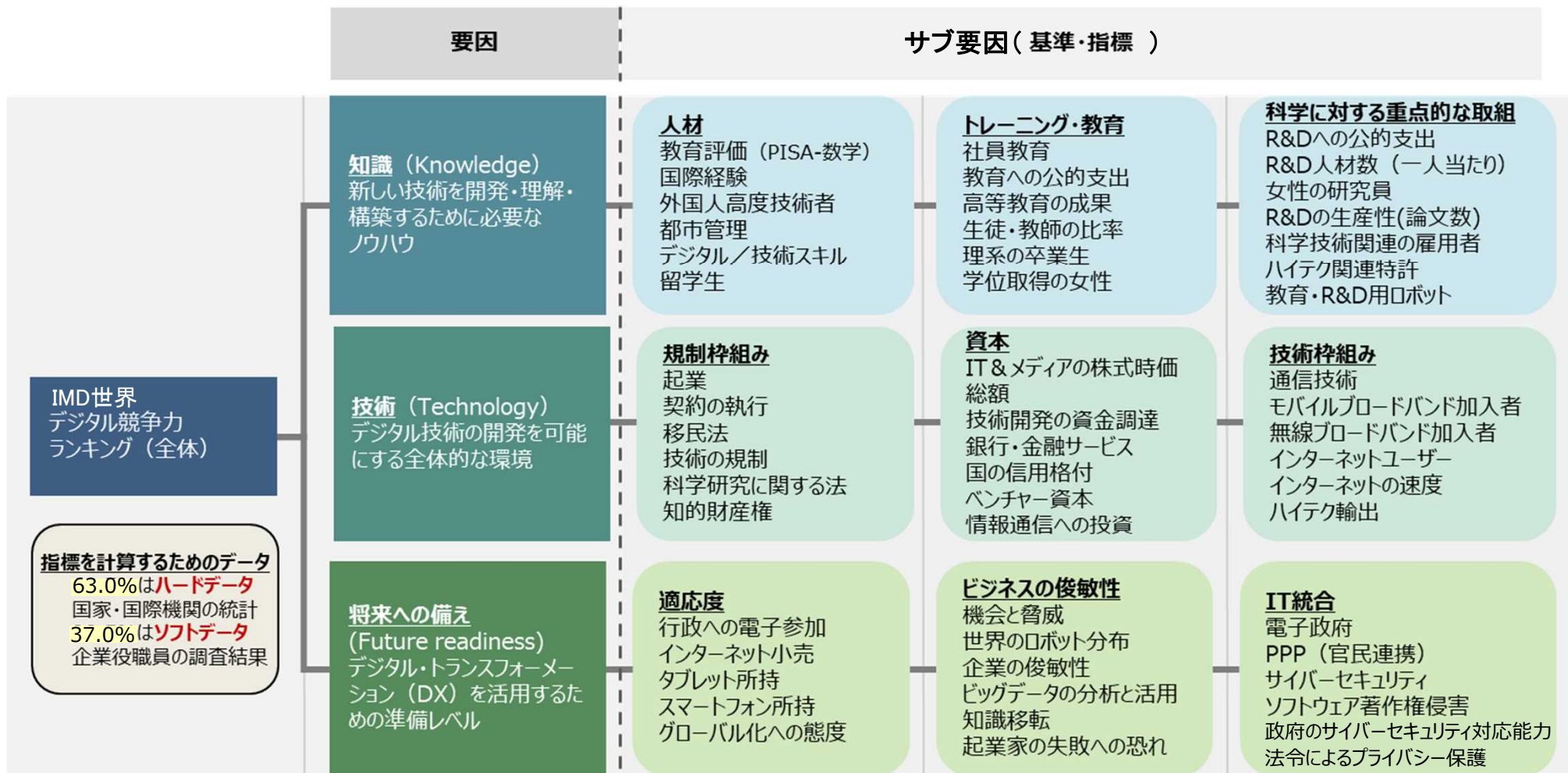
関係参考資料

令和 6 年 9 月 5 日
個人情報保護委員会事務局

IMD世界デジタル競争力ランキング

IMD世界デジタル競争力ランキング

- スイスのビジネススクールの国際経営開発研究所（IMD）が策定・公表しているデジタル競争力ランキング
- デジタル競争力に影響を与える要因を「知識」、「技術」、「将来の備え」の3つに分類し、各要因に3つのサブ要因を設定、サブ要因の中の54の基準・指標に基づいて算出される。（※1つのサブ要因が約11%の貢献）
- 各指標を計算するためのデータは、国家・国際機関等の統計及び各国の企業役職員への調査結果に基づき測定



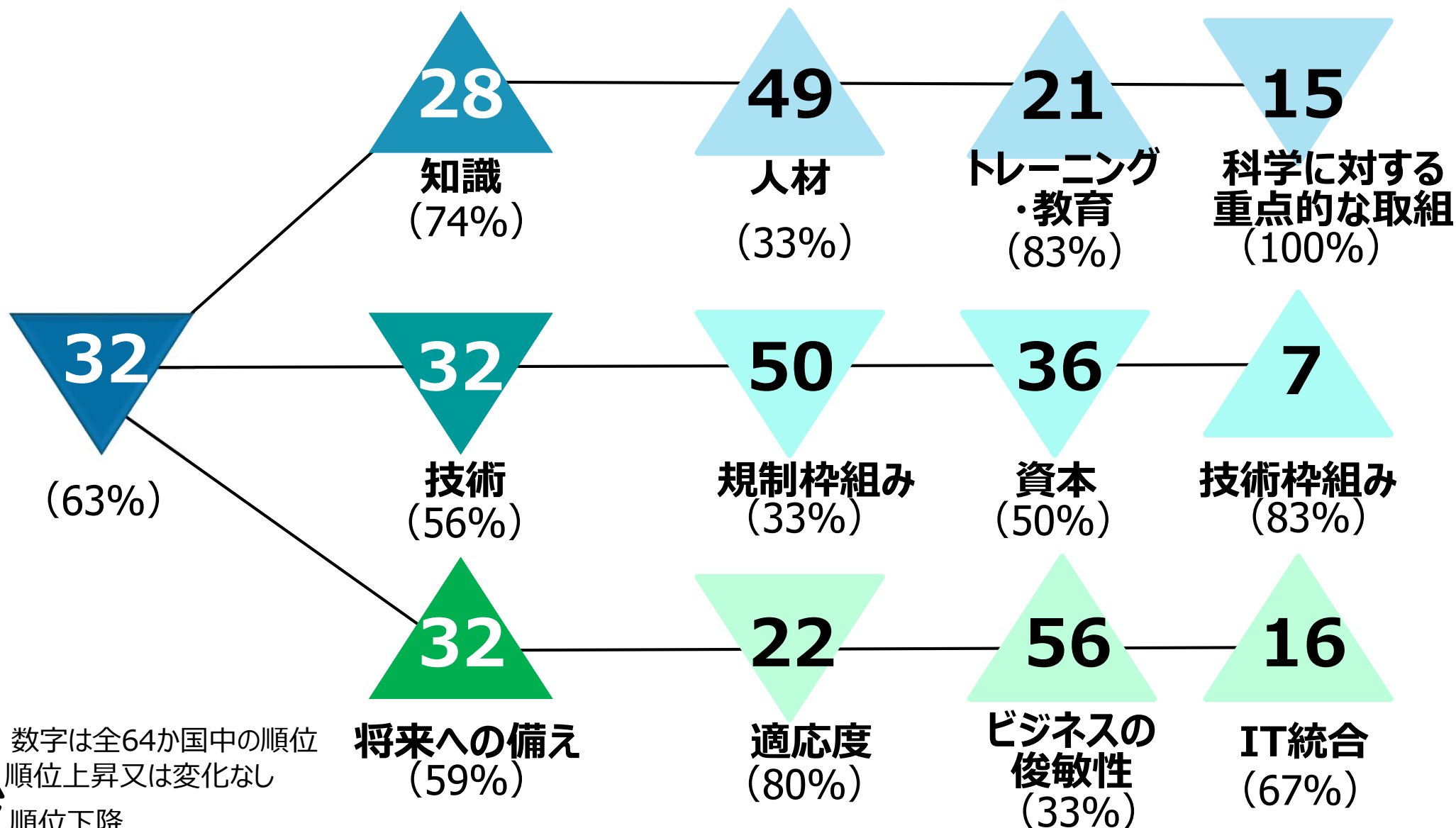
（出典）総務省（2021）「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」をもとに一部修正

IMD世界デジタル競争力ランキング2023年版

総合評価

要因

サブ要因



(注) 数字は全64か国中の順位

△ 順位上昇又は変化なし

▽ 順位下降

()内は、**ハードデータ** (国家・国際機関の統計) を用いる指標の割合

(出典) IMD世界デジタル競争力ランキング2023 (国際経営開発研究所 (IMD))

要因①：知識

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
人材	46	46	47	50	49
トレーニング・教育	19	18	21	21	21
科学に対する重点的な取組	11	11	13	14	15

人材	順位
教育評価（PISA-数学）	5
▶ 国際経験	64
外国人高度技術者	54
都市管理	9
▶ デジタル/技術スキル	63
留学生	27

トレーニング・教育	順位
社員教育	35
教育への公的支出	53
高等教育の成果	6
▶ 生徒・教師の比率	3
理系の卒業生	39
学位取得の女性	6

科学に対する重点的な取組	順位
R&Dへの公的支出	6
R&D人材数（一人当たり）	20
女性の研究員	57
R&Dの生産性（論文数）	16
科学技術関連の雇用者	39
ハイテク関連特許	6
教育・R&D用ロボット	6

▶ 全般として最も弱いもの

▶ 全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典）IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

要因②：技術

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
規制枠組み	42	44	48	47	50
資本	37	33	37	32	36
技術枠組み	2	5	8	8	7

規制枠組み	順位
起業	44
契約の執行	35
移民法	62
技術の規制	49
科学技術に関する法	48
知的財産法	34

資本	順位
IT & メディアの株式時価総額	10
技術開発の資金調達	43
銀行・金融サービス	42
国の信用格付	30
ベンチャー資本	39
情報通信への投資	44

技術枠組み	順位
通信技術	26
モバイルブロードバンド加入者	19
無線ブロードバンド加入者	2
インターネットユーザー	20
インターネットの速度	11
ハイテク輸出	24

▶ 全般として最も弱いもの

▶ 全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典） IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

要因③：将来への備え

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
適応度	15	19	18	20	22
ビジネスの俊敏性	41	56	53	62	56
IT統合	18	23	23	18	16

適応度	順位
行政への電子参加	1
インターネット小売	17
タブレット所持	32
スマートフォン所持	55
グローバル化への態度	46

ビジネスの俊敏性	順位
機会と脅威	62
世界のロボット分布	2
企業の俊敏性	64
ビッグデータの分析と活用	64
知識移転	43
起業家の失敗の恐れ	36

IT統合	順位
電子政府	14
PPP（官民連携）	41
サイバーセキュリティ	43
ソフトウェア著作権侵害	2
政府のサイバーセキュリティ対応能力	24
法令によるプライバシー保護	11

▶ 全般として最も弱いもの

▶ 全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典）IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

(参考) 指標を計算するためのデータ

54の指標を計算するために用いられるデータ

ハードデータ（国家・国際機関の統計）を用いる指標
（34の指標：63.0%）

例：教育評価（PISA-数学）、教育への公的支出、R&Dへの公的支出、起業、情報通信への投資
無線ブロードバンド加入者、インターネットの速度 等

ソフトデータ（企業役職員の調査結果）を用いる指標
（20の指標：37.0%）

例：国際経験、デジタル/技術スキル、グローバル化への態度、機会と脅威、企業の俊敏性、ビッグデータの分析と活用、知識移転、サイバーセキュリティ 等

「将来への備えービジネスの俊敏性」の指標を計算するために用いられるデータ

指 標	データの種類	
機会と脅威	各国の企業役職員への調査	企業は機会と脅威に迅速に対応するのが非常に得意か
世界のロボット分布	国家・国際機関等の統計	世界のロボットにおけるシェア（%）
企業の俊敏性	各国の企業役職員への調査	企業が俊敏（アジャイル）であるか
ビッグデータの分析と活用		企業がその意思決定をサポートするために、ビッグデータと分析を上手く活用しているか
知識移転		企業と大学の間で知識移転が高度に発達しているか
起業家の失敗の恐れ	国家・国際機関等の統計	失敗を恐れることがビジネスを立ち上げることを妨げると思われる比率（%）

匿名加工情報の公表状況等について

匿名加工情報・仮名加工情報

- 匿名加工情報については、作成したとき等に公表を行うことが義務付けられている。具体的には、医療・福祉、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、情報通信業、金融業・保険業、製造業等の企業において、作成等に係る公表が行われている。
- 仮名加工情報については、作成したとき等の公表に係る規定はない。
- 次世代医療基盤法※において、医療分野の研究開発を促進する観点から、匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報の作成・提供等を可能とするために必要な措置と仕組みを整備している。

※医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）
（仮名加工医療情報部分は令和6年4月から施行）

匿名加工情報の作成等に係る公表状況

（令和4年3月31日時点）

業種		件数（割合）
医療・福祉		200（30.1%）
	病院	101（15.2%）
	健康保険組合	87（13.1%）
	その他医療・保険福祉	12（1.8%）
卸売業・小売業		133（20.0%）
	調剤薬局	93（14.0%）
	その他	40（6.0%）
学術研究・専門技術サービス業 （会計士・税理士事務所、年金相談センター等を含む）		94（14.2%）
情報通信業 （情報通信サービス業、インターネットサービス業を含む）		94（14.2%）
金融業・保険業		36（5.4%）
製造業		28（4.2%）
その他		79（11.9%）
合計		664

（注）委員会が調査した件数を計上。

※個人情報保護委員会令和3年度年次報告より抜粋

改正次世代医療基盤法について

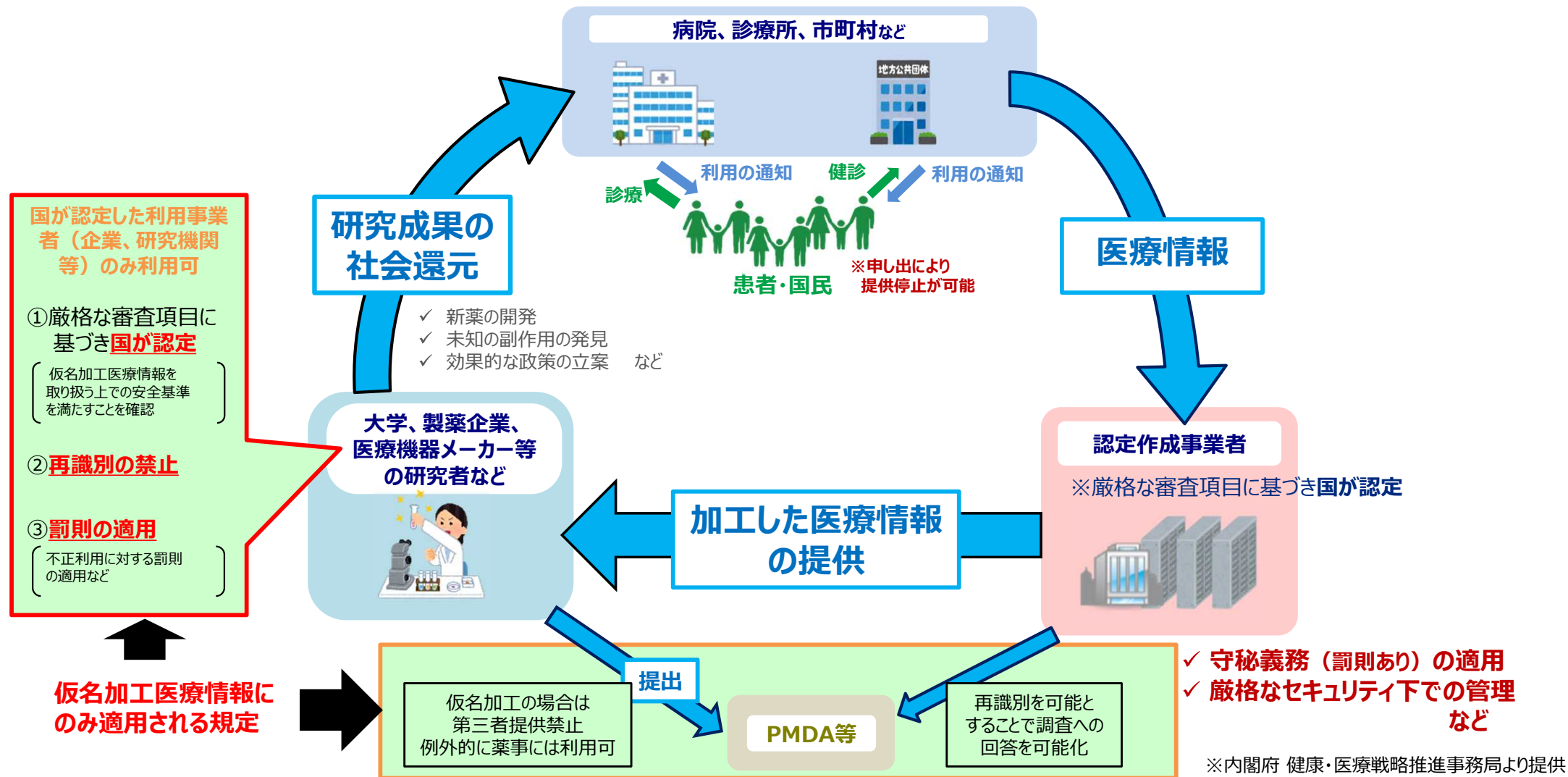
(正式名称: 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律)

- 健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を、匿名加工※¹又は仮名加工※²し、医療分野の研究開発での活用を促進する法律
- 医療情報の第三者提供に際して、あらかじめ同意を求める個人情報保護法の特例法※³

※¹: 匿名加工: 個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること

※²: 仮名加工: **他の情報と照合しない限り**、個人を特定できないよう加工すること (匿名加工と異なり特異な値や希少疾患名等の削除等は不要)

※³: 次世代医療基盤法についても、個々人に対する事前通知が必要 (本人等の求めに応じて提供停止可能)



諸外国における主な制裁金制度

国・地域	法令等	主な対象行為
 EU   	GDPR (General Data Protection Regulation)	第5条（個人データの取扱いと関連する基本原則）、第6条（取扱いの適法性）、第7条（同意の要件）、第8条（情報社会サービスとの関係においてこどもの同意に適用される要件）、第9条（特別な種類の個人データの取扱い）、第32条（取扱いの安全性）を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている（第83条第4項、第5項）。
 英国	UK GDPR (UK General Data Protection Regulation)	基本的に同上。
 米国 (連邦) (カリフォルニア州)	FTC法 (Federal Trade Commission Act) カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)	FTC法第5条（「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. §57a(a)(1)(B)))に基づく法執行（民事制裁金の請求を含む）を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。 個人情報の販売・共有規制（Cal. Civil Code §1798.120）等のCCPA違反行為が民事制裁金（civil penalty）対象とされている（Cal. Civil Code第1798.155(a））。
 カナダ	現在のところなし （※検討中の消費者プライバシー保護法（CPPA）に規定あり）	（※CPPA案においては、第15条第1項（情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定）等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき）
 中国	個人情報保護法 (PIPL)	PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる（第66条）。
 韓国	個人情報保護法 (PIPA)	個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1講（個人情報の収集と利用）及び第17条第1項（個人情報の提供）や第22条の2第1項（子どもの個人情報の保護）、第23条第1項第1号（センシティブ情報の処理制限）、第28条の8第1項（個人情報の越境移転）などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている（第64条の2）。

制裁金に係る外国の執行事例

企業・団体名	Clearview AI	Twitter, Inc.	Google Limited Liability 及びMeta Platforms, Inc.
該当国／当局	・ フランス／CNIL ・ 英国／ICO ・ カナダ／ケベック州情報アクセス委員会等 ・ オーストラリア／OAIC	米国／FTC	韓国／個人情報保護委員会
執行等の日	2021年～2022年	2022年 5月26日	2022年 9月14日
問題となった取扱い	同社は、インターネットやソーシャルメディア・プラットフォームで公開されている情報から200億人以上の顔画像やデータを収集し、写真を使って人物を検索できる検索エンジンの形で、オンライン・データベースを作成し、販売した。	・ 同社は、ユーザーから、二段階認証、パスワードを失念した場合のリセット又はアカウントの凍結の解除に必要であるとして取得した電話番号及びメールアドレスを、ターゲティング広告（＝広告主の電話番号・メールアドレスのリストと突合したうえでの広告）に利用した。 ・ FTCは、同社がアカウントのセキュリティデータをターゲティング広告に不正に使用しており、プライバシーとセキュリティの慣行を偽ることを明示的に禁止した2011年のFTC命令に違反しているとして、民事制裁金等を求めて提訴した。	・ 両社は、ユーザーの行動情報を収集、分析してユーザーの関心を推論し、カスタマイズされた広告などに使用する等していたにもかかわらず、その事実を利用者に明確に知らせず、また、事前に同意も得ていなかった。 ・ 韓国の個人情報保護委員会は、個人情報の取得時に利用目的等の通知及び同意の取得を求めた改正前・第39条第3項に違反しているとして、以下の措置を講じた。
金銭的不利益を課す措置等の内容	・ 2,000万ユーロの制裁金を科した（フランス）。 ・ 750万ポンドの制裁金を科した（英国）。 ・ 本人同意を得ることなく、ケベック州・ブリティッシュコロンビア州・アルバータ州で人々の画像の収集、使用、開示をやめること等を命令した（カナダ）。 ・ オーストラリア国内の個人から顔画像を収集することを中止すること等を命令した（オーストラリア）。	・ 以下の内容の命令が発出された。 ✓ 1億5,000万ドルの民事制裁金の支払い ✓ 欺瞞的に収集されたデータから利益を得ることの禁止等	・ ユーザーの行動情報を収集利用するには、ユーザーが自由な決定権を行使し、簡単かつ明確に認知できるように利用者に知らせ、同意を得るように是正措置をとらせた。 ・ 以下の課徴金を科した。 ✓ Google：692億4,100万ウォン ✓ Meta：308億600万ウォン